


## 石綿含有品に関する情報(Q&A)

### 石綿含有品を使用する建物に関する情報

1	現在販売されているせんい強化セメント板協会会員の製品に石綿は使用されていますか？	2004年10月1日製造以降の建築材料には、石綿を使用しておりません。 JIS A 5430(繊維強化セメント板):2004版(平成16年10月1日改正)以降にJIS規格認証を受けた繊維強化セメント板製品は、石綿を使用していない旨の表示がされています。(例:「n」「無石綿」)
2	使用している建築材料に石綿が含まれているか確認する方法はありますか？	平成元年7月から平成7年1月25日までの石綿を5重量%を超えて含有する製品に、平成7年1月から平成16年9月30日までの石綿を1重量%を超えて含有する製品に、右記マークを表示しています。  設計図書等で製品名や製造会社分かっている場合は国土交通省／経済産業省「石綿(アスベスト)含有建材データベース」により確認するか、製造会社にお問い合わせ下さい。不明の場合は、分析によりの有無を判断して下さい。 国土交通省／経済産業省「石綿(アスベスト)含有建材データベース」 <a href="http://www.asbestos-database.jp/">http://www.asbestos-database.jp/</a>
3	施工してある石綿含有建築材料を使い続けることはできますか？	既に施工されている石綿含有建築材料を現状のまま使用することは、法的には問題がありません。 製品劣化の状態により石綿が飛散する恐れのある場合は、改修又は飛散防止措置をお勧めいたします。 国土交通省「アスベスト対策 Q&A」(Q32、Q33、Q34)を参照して下さい。 <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&amp;A/index.html">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&amp;A/index.html</a>
4	石綿含有スレートを高圧洗浄してもよいですか？	法的には禁止されていません。しかし、石綿含有製品の劣化の状態によっては、石綿が飛散する場合がありますので、行わないことをお勧めいたします。

## 石綿含有品を使用する建物の解体に関する情報

5 石綿含有建築材料の分類を教えてください。

石綿含有建築材料は、発じんの度合いにより「レベル 1～3」に便宜的に分類されています。レベル 1 は、もっとも飛散性の高い石綿含有吹付け材であり、建築基準法で規制されている吹付け石綿などが分類されます。

次いで飛散性の高いレベル 2 には石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材が分類されます。レベル 3 はそれ以外の石綿含有建材が分類され、主にスレートや岩綿吸音板などの成形板の仕上げ材料が多くあります。

石綿含有建築材料は、法規制の目的により名称が異なり、主な法における区分の名称を表に示します。

注 1) 建設業労働災害防止協会の「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」では作業レベルとしてレベル 1～3 を分類しているが、便宜的に主な建材の区分としても使用されている。

国土交通省「アスベスト対策Q&A」

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&A/index.html#a3>

石綿含有建築材料の種類			
法令	石綿含有吹付け材 (レベル 1 相当)	石綿含有耐火被覆材、 石綿含有保温材、石綿 含有断熱材 (レベル 2 相当)	その他の石綿含有建材 (成形板など) (レベル 3 相当)
建築基準法 (国土交通省)	吹付け材のうちの下記 2 種類を規定 ・吹付け石綿 ・石綿含有吹付けロック ウール	対象外	対象外
大気汚染防止法 (環境省)	特定建築材料	特定建築材料	対象外
労働安全衛生法 石綿障害予防規則 (厚生労働省)	建築物等に吹き付けら れた石綿等	石綿等が使用されてい る保温材、耐火被覆材 等	石綿等
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 (環境省)	廃石綿等特別管理産 業廃棄物 (飛散性石綿)	廃石綿等特別管理産業 廃棄物 (飛散性石綿)	石綿含有産業廃棄物 (非飛散性石綿)

石綿使用製品の種類 <http://asbestos.jyunpo.com/products.html>

6 特定建築材料とは何ですか？

特定建築材料は、建築物その他の工作物の解体等作業に伴い「特定粉じん」を発生し、又は飛散させる原因となる建築材料をいう(法第2条第12項)

一 吹付け石綿

二 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(吹付け石綿を除く。)

(令第3条の3)

環境省「石綿含有廃棄物処理マニュアル(第2版)H23.3」

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>

7 特定粉じんとは？

物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質を「粉じん」といい、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令が定めるものを「特定粉じん」という。

尚、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

環境省「石綿含有廃棄物処理マニュアル(第2版)H23.3」

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>

8	「特定粉じん排出等作業」とは？	<p>吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる「特定建築材料」が使用されている建築物等を解体・改造・補修する作業で、その作業場所から排出、又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるものをいう。</p> <p>環境省「石綿含有廃棄物処理マニュアル(第2版)H23.3」</p> <p><a href="http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/">http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/</a></p>
9	廃石綿等	<p>廃石綿等とは、次に掲げる①～⑤をいう。</p> <p>①建築物等に用いられる材料であって石綿を吹き付けられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿</p> <p>②建築物等に用いられる材料であって石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの</p> <p>イ. 石綿保温材</p> <p>ロ. けいそう土保温材</p> <p>ハ. パーライト保温材</p> <p>ニ. 人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材</p> <p>③石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの</p> <p>④特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であって、集じん施設によって集められたもの</p> <p>⑤特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場又は事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルタその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの</p> <p>環境省「石綿含有廃棄物処理マニュアル(第2版)H23.3」</p> <p><a href="http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/">http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/</a></p> <p>環境省「廃棄物処理法における廃石綿等の扱い」</p> <p><a href="http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/04.html">http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/04.html</a></p>
10	石綿含有廃棄物とは何ですか？	<p>石綿含有廃棄物は、石綿含有成形板や石綿含有ビニル床タイル等解体により撤去され廃棄物となったものをいい、石綿障害予防規則で次のように定義しています。</p> <p>①石綿含有一般廃棄物</p> <p>工作物の新築、改装又は除去に伴って生じた一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。(石綿障害予防規則第1条の3の3)</p> <p>②石綿含有産業廃棄物</p> <p>工作物の新築、改装又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。(石綿障害予防規則第7条の2の3)環境省『石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第2版)H23.3』(9頁)</p> <p><a href="http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/">http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/</a></p>

11	石綿含有廃棄物のいう石綿含有成形板とはどのような製品ですか？	<p>石綿含有廃棄物のいう石綿含有成形板とは、セメント、けい酸カルシウム板等の原料に、石綿を補強繊維として混合し、成形されたもののうち、石綿含有率が 0.1 重量%を超えるものをいう。</p> <p>種類としては、石綿含有スレート(波板、ボード)、石綿含有パーライト板、石綿含有けい酸カルシウム板、石綿スラグ石膏板、石綿含有窯業系サイディング、石綿含有パルプセメント板、石綿含有住宅屋根用化粧スレート及び石綿含有セメント円筒、石綿含有スレート・木毛セメント積層板等多数ある。</p> <p>石綿含有成形板が廃棄物となったものは、主に産業廃棄物の『工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物』(がれき類)(令第 2 条 9 号)又は『ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず』(令第 2 条 7 号)に該当する。</p> <p>環境省『石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第 2 版)H23.3』(9 頁)  <a href="http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/">http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/</a></p>
12	建築物又は工作物を壊す時にはどうしたらよいのか？	<p>建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、あらかじめ石綿(アスベスト)の使用の有無を調査する必要があります。石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、それで明らかとならなかったときには、分析により石綿の使用を特定することになります。</p> <p>厚生労働省・国土交通省・環境省「石綿による環境汚染・健康障害をなくそう」  <a href="http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/pamph/dl/110720.pdf">http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/pamph/dl/110720.pdf</a></p>
13	石綿有無の事前調査はどのように行えばよいですか？	<p>国土交通省「アスベスト対策 Q&amp;A」を参照して下さい。  <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&amp;A/index.html">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&amp;A/index.html</a></p>
14	解体時に届出は必要ですか？	<p>飛散性の吹付け石綿(レベル1)、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(レベル2)は、労働安全衛生法及び大気汚染防止法による届出が必要です。</p> <p>非飛散性の石綿含有成形板(レベル 3)は、石綿に関する届出は法的には必要ありませんが、条例で要求されている場合があるので確認して下さい。</p> <p>国土交通省「アスベスト対策 Q&amp;A」(Q17)を参照して下さい。  <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&amp;A/index.html">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&amp;A/index.html</a></p>
15	石綿含有建築材料を使用している建築物の解体はどのように行えばよいですか？	<p>概要及び詳細については、下記を参照して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省「建築物の解体工事等における参考資料」(アスベスト等)  <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/asbest/">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/asbest/</a></li> <li>・厚生労働省「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」[2.10 版]  <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuujikou/index.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuujikou/index.html</a></li> <li>・環境省「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」2014.6  <a href="http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/">http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/</a></li> </ul>
16	解体した石綿含有建築材料の廃棄はどのように行えばよいですか？	<p>環境省「石綿含有廃棄物処理マニュアル(第 2 版)H23.3」の「廃石綿等又は石綿含有廃棄物の処理フロー」(10 頁)を参照して下さい。</p> <p>尚、条例で異なる場合がありますので、管轄行政庁に確認して下さい。</p> <p>環境省『石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第 2 版)H23.3』  <a href="http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/">(http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/</a></p>